

水質検査成績書

第 25-00827 号

依頼者 空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
上富良野町長 斉藤 繁 様

2025年 04月 23日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種 別	浄水	区 分	上水道		
採水年月日	2025年04月23日	時間	10時17分		
天 候	前日	曇	当日		
曇					
施設名	日の出上水道				
水源名称	上富良野町国有林130林班湧水の沢川				
採水地点	上富良野中間処理施設				
採水者	廣瀬 欣 司	所 属	上富良野町建設水道課		
気温	※ °C	水温	8.4 °C		
残留塩素	0.2 mg/L				
No.	項 目 名	結 果 値	水 質 基 準	検 査 方 法	定量下限値
01	一般細菌	0 1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-
02	大腸菌	不検出	検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-
03	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001 mg/L	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	0.001
04	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.18 mg/L	10mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	0.03
05	ホウ素及びその化合物	0.31 mg/L	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	ICP-MS法	0.02
06	塩素酸	<0.06 mg/L	0.6mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法	0.06
07	クロロ酢酸	<0.002 mg/L	0.02mg/L以下であること。	LC-MS法	0.002
08	クロロホルム	<0.001 mg/L	0.06mg/L以下であること。	PT-GC-MS法	0.001
09	ジクロロ酢酸	<0.002 mg/L	0.03mg/L以下であること。	LC-MS法	0.002
10	ジブロモクロロメタン	<0.001 mg/L	0.1mg/L以下であること。	PT-GC-MS法	0.001
11	臭素酸	<0.001 mg/L	0.01mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	0.001
12	総トリハロメタン	<0.001 mg/L	0.1mg/L以下であること。	PT-GC-MS法	0.001
13	トリクロロ酢酸	<0.002 mg/L	0.03mg/L以下であること。	LC-MS法	0.002
14	ブロモジクロロメタン	<0.001 mg/L	0.03mg/L以下であること。	PT-GC-MS法	0.001
15	ブロモホルム	<0.001 mg/L	0.09mg/L以下であること。	PT-GC-MS法	0.001
16	ホルムアルデヒド	<0.008 mg/L	0.08mg/L以下であること。	誘導体化－高速液体クロマトグラフ法	0.008
17	鉄及びその化合物	<0.01 mg/L	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。	ICP法	0.01
18	塩化物イオン	8.1 mg/L	200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	0.2
19	蒸発残留物	143 mg/L	500mg/L以下であること。	重量法	10
20	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	<0.3 mg/L	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3
21	pH値	6.5	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-
22	味	異常なし	異常でないこと。	官能法	-
23	臭気	異常なし	異常でないこと。	官能法	-
24	色度	<1 度	5度以下であること。	透過光測定法	1
25	濁度	<0.1 度	2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1
	以下余白				
検 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号（最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号）				
判 定	上記の検査項目については水質基準に適合する。				
検 査 期 日	2025年 04月 23日 ～ 2025年 05月 13日				
検 査 責 任 者	試験検査部部长 横山 貴 浩				
2025年 05月 13日		水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター			

- 成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
- 本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

水質検査成績書

第 25-00830 号

依頼者 空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
上富良野町長 斉藤 繁 様

2025年 04月 23日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種 別	浄水	区 分	上水道
採水年月日	2025年04月23日	時間	8時45分
天 候	前日	曇	当日
曇			
施 設 名	倍本上水道		
水 源 名 称	石狩川水系びとう川支流びとう支流川		
採水地点	基線北24号 上富良野町浄化センター		
採水者	廣瀬 欣司	所 属	上富良野町建設水道課
気 温	※ °C	水 温	6.5 °C
残留塩素	0.3 mg/L		
No.	項 目 名	結 果 値	水 質 基 準
01	一般細菌	0 1ml中	1mlの検水で形成される集菌数が100以下であること。
02	大腸菌	不検出	検出されないこと。
03	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001 mg/L	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
04	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	2.61 mg/L	10mg/L以下であること。
05	塩素酸	<0.06 mg/L	0.6mg/L以下であること。
06	クロロ酢酸	<0.002 mg/L	0.02mg/L以下であること。
07	クロロホルム	<0.001 mg/L	0.06mg/L以下であること。
08	ジクロロ酢酸	<0.002 mg/L	0.03mg/L以下であること。
09	ジブロモクロロメタン	<0.001 mg/L	0.1mg/L以下であること。
10	臭素酸	<0.001 mg/L	0.01mg/L以下であること。
11	総トリハロメタン	<0.001 mg/L	0.1mg/L以下であること。
12	トリクロロ酢酸	<0.002 mg/L	0.03mg/L以下であること。
13	プロモジクロロメタン	<0.001 mg/L	0.03mg/L以下であること。
14	プロモホルム	<0.001 mg/L	0.09mg/L以下であること。
15	ホルムアルデヒド	<0.008 mg/L	0.08mg/L以下であること。
16	鉄及びその化合物	<0.01 mg/L	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
17	塩化物イオン	4.1 mg/L	200mg/L以下であること。
18	蒸発残留物	106 mg/L	500mg/L以下であること。
19	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	<0.3 mg/L	3mg/L以下であること。
20	pH値	7.2	5.8以上8.6以下であること。
21	味	異常なし	異常でないこと。
22	臭気	異常なし	異常でないこと。
23	色度	<1 度	5度以下であること。
24	濁度	<0.1 度	2度以下であること。
	以下余白		
検 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号（最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号）		
判 定	上記の検査項目については水質基準に適合する。		
検 査 期 日	2025年 04月 23日 ~ 2025年 05月 13日		
検 査 責 任 者	試験検査部部长 横山 貴浩		
2025年 05月 13日		水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター	

- 成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
- 本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

- 1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

- 1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
- 2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

2. 本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

- 1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
- 2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

- 1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

- 2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。